

改正

平成11年6月21日告示第98号
平成14年5月16日告示第91号
平成14年6月7日告示第102号
平成16年1月9日告示第11号
令和2年3月2日告示第37号

多治見市特定建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、多治見市が発注する建設工事のうち大規模であって技術的難度の高い工事において、工事の特性に着目して結成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 共同企業体を活用できる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事のうち、技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる工事並びに優良な中小企業者の経営力及び施工能力の強化を図るために必要と認められる工事等であって、原則として、当該工事の設計額が当該各号に定める金額以上のものとする。

- (1) 建築工事 7億円
- (2) 土木工事 4億円
- (3) 設備工事 2億円

2 前項の対象工事は、工事ごとに多治見市契約審査委員会要綱（平成6年訓令甲第7号）第1条に規定する多治見市契約審査委員会（以下「委員会」という。）に諮って決定する。

(構成員の要件等)

第3条 共同企業体の構成員は、次の各号の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 発注する工事に対応する業種について、多治見市競争入札参加資格者名簿に登録された建設業者（以下「有資格業者」という。）であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する同法許可業種のうち発注する工事に対応する業種について、当該会社として許可を受けて3年以上営業していること。
- (3) 建設業法別表第1に規定する同法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

2 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とし、多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第91号）に定める当該工事ランクに該当する等級格付の者と直近下位2等級までの者との組合せとする。ただし、構成員の数が3社の場合で、市長が経済状況等を勘案して特に認めたときは、直近下位3等級までの者との組合せができることとする。

3 前各項に定めるもののほか、共同企業体は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 共同企業体の構成員のいずれかが当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (2) 工事の施工は共同施工方式（甲型）とし、共同企業体の構成員の出資比率はア又はイに掲げる構成員数に応じア又はイに定める割合を下回っていないこと。
 - ア 2社の場合 30%
 - イ 3社の場合 20%
- (3) 共同企業体の代表構成員は、構成員のうちでより大きい施工能力を有する者とし、その出資比率は構成員のうち最大とすること。

(結成方法)

第4条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

2 一業者は、1つの工事（関連工事を含む。）につき2以上の共同企業体に参加できないものとする。

(資格審査等)

第5条 第2条の規定により対象工事が決定された場合には、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、意向確認型・指名回数分割型指名競争入札実施要綱（平成6年

告示第39号。以下「意向確認型等実施要綱」という。)第1の規定に基づき入札を実施する工事を除く。

- (1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 工事の概要
 - (4) 資格審査申請書(別記第1号様式)の受付期間及び場所
 - (5) 資格審査申請書の添付書類
 - ア 特定建設工事共同企業体構成員表(別記第2号様式)
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書(別記第3号様式)
 - ウ 共同企業体結成の権限を支店長等に委任する場合は委任状
 - エ 同種・類似工事の施工実績(別記第4号様式)
 - オ 配置予定技術者等の資格及び工事経験(別記第5号様式)
 - (6) 共同企業体の構成、結成方法、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
 - (7) その他必要と認める事項
- 2 共同企業体に参加を希望する有資格業者は、前項の公告(前項ただし書の規定に基づき同項の公告を行わないときは、意向確認型等実施要綱第13に規定する書類)によって定められたところにより、資格審査を別記第1号様式により申請しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により申請を行った共同企業体について、提出された書類に基づき資格審査を行い、共同企業体の認定を行うものとする。

(資格認定通知)

第6条 前条第3項の規定による資格審査の結果は、代表構成員に旨通知するものとする。

(資格の有効期間)

第7条 共同企業体としての有効期間は、前条の規定による資格認定通知をした日から入札の結果落札した共同企業体については、当該工事が完了し、共同企業体の精算が行われるまでとし、その他の共同企業体については、落札者が契約を締結するまでとする。

(契約締結後の提出書類)

第8条 契約を締結した共同企業体は、当該契約締結後速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 運営委員会規則
- (2) 職員編成表
- (3) 使用機械器具の調達計画
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(その他)

第9条 この要領の適用に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成6年12月20日から施行する。
- 2 多治見市特別共同企業体取扱要領(昭和59年決裁)は、廃止する。

附 則(平成11年6月21日告示第98号)

- 1 この告示は、平成11年6月21日から施行する。
- 2 多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号)の一部を次のように改める。

(次のよう略)

附 則(平成14年5月16日告示第91号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の第5条第2項及び別記第3号様式の規定は、告示の日以後に結成される共同企業体から適用する。

附 則(平成14年6月7日告示第102号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成16年1月9日告示第11号)

この告示は、平成16年3月1日から施行する。

附 則(令和2年3月2日告示第37号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。